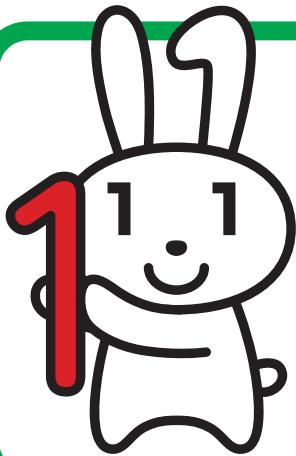


平成 28 年 1 月から



後期高齢者医療制度の手続きにおいて マイナンバー（個人番号） の記入が必要になります

平成 28 年 1 月から、番号制度が始まります。

これからは、個人番号記載欄がある申請書・届出書等（※）に、
あなたのマイナンバーを記入してください。

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 広域 太郎

住所 愛知県〇〇市東区泉一丁目6番5号

大正15年 7月26日生 性別 男 ○○市長
発効日 平成27年●月●日 A123456789

申請書等

個人番号記載欄

123456789012

ご自身のマイナンバーは
「通知カード」や「個人番号カード」
で確認して、ご記入ください。
被保険者証には記載されていません。

※資格取得・喪失の届出、限度額適用認定の申請、氏名変更の届出、
住所変更の届出、高額療養費の支給の申請、療養費の支給の申請、
高額介護合算療養費の支給の申請 等
(詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。)

愛知県後期高齢者医療広域連合